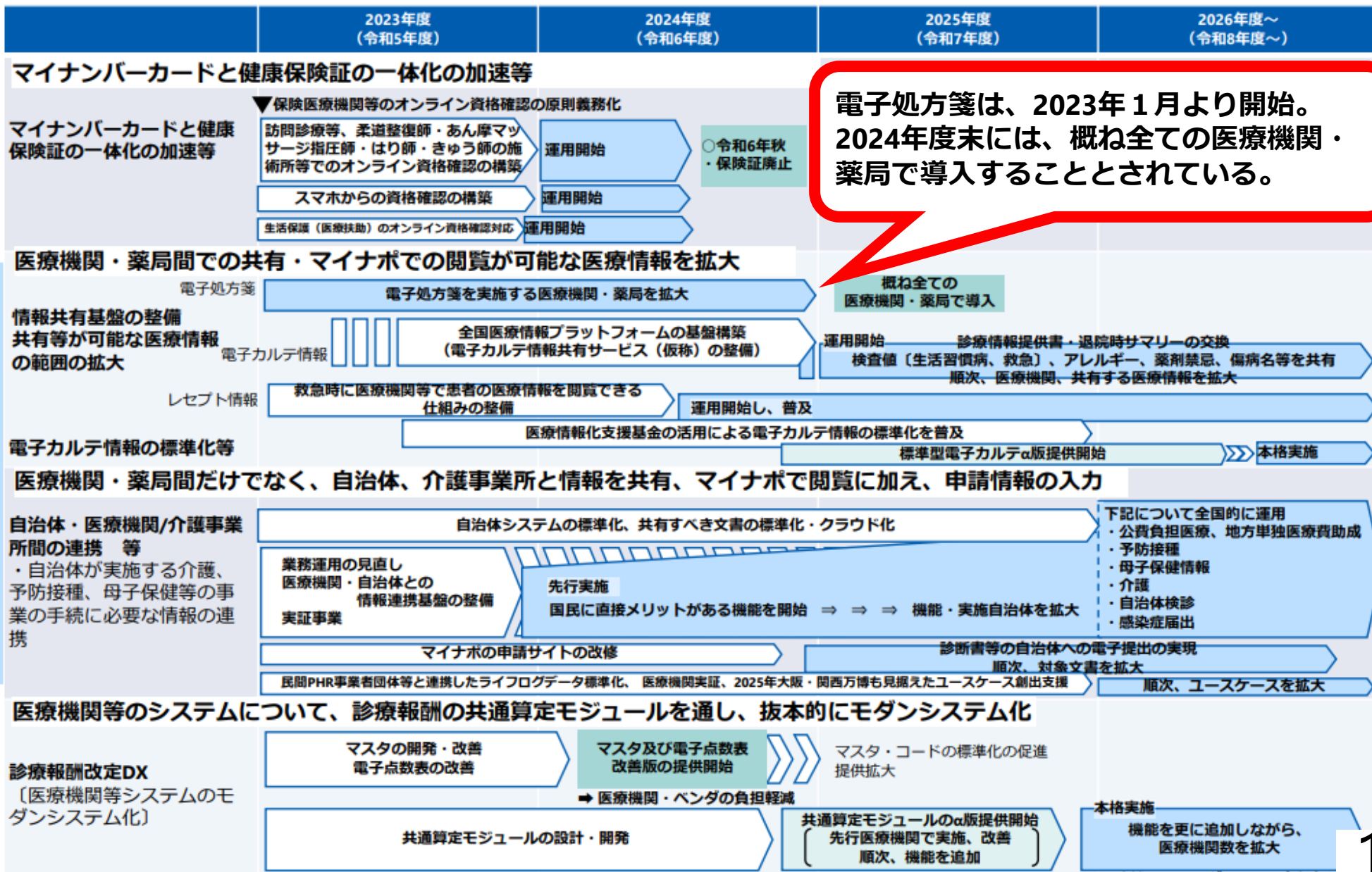


# 医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

令和5年6月2日  
医療DX推進本部決定  
(一部加筆)



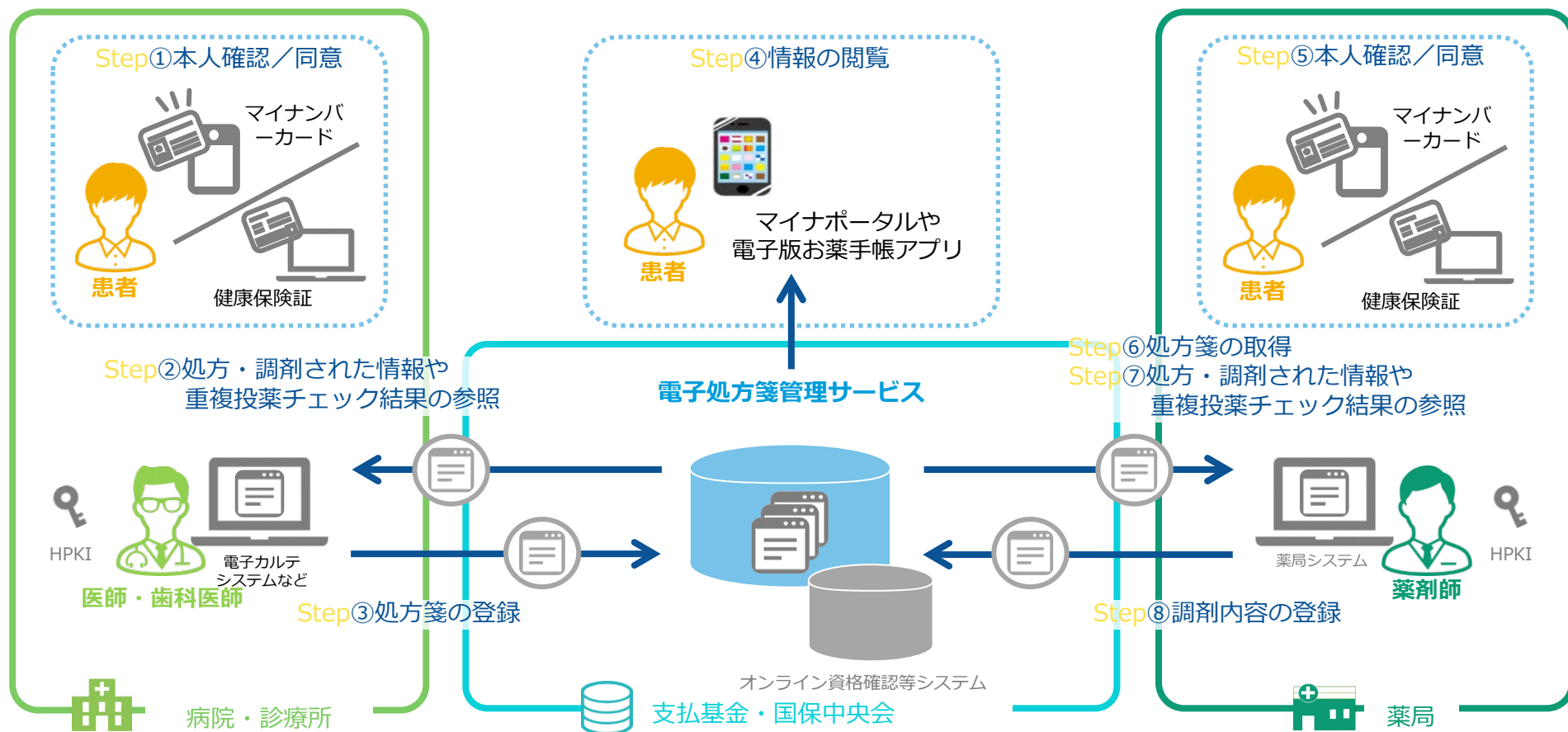
電子処方箋は、2023年1月より開始。  
2024年度末には、概ね全ての医療機関・薬局で導入することとされている。

全国医療情報プラットフォームの構築

# 電子処方箋とは

令和5年度 全国厚生労働関係  
部局長会議説明資料より抜粋

電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、現在紙で行われている処方箋の運用を、電子で実施する仕組み。オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能に。(令和5年(2023年)1月～運用開始)



## フォローアップ (令和4年6月7日閣議決定)

2023年1月からの電子処方箋の運用開始に向けて、安全かつ正確な運用のための環境整備を行うとともに、2025年3月を目指してオンライン資格確認を導入した概ね全ての医療機関及び薬局での電子処方箋システムの導入を支援する

# 電子処方箋の導入意義

電子処方箋により、医療機関や薬局・患者間での処方/調剤薬剤の情報共有や、関係者間でのコミュニケーションが促進されることで、質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、業務効率化を実現。

## 病院・診療所

### 患者の処方・調剤情報を踏まえた 質の高い診察・処方

- 医療機関・薬局を跨いで、**リアルタイムでの処方/調剤情報含む薬剤の情報を閲覧**。  
(直近から過去3年分まで)
- 自院が発行した処方箋に対する薬局の調剤結果(後発医薬品への変更等含む)を**電子処方箋管理サービスから電子的に取得**。

### 重複投薬等の抑制

- 医療機関・薬局を跨いで、患者が処方/調剤された薬剤の情報を基に、電子処方箋管理サービスで重複投薬等チェックを実施することで、**より実効性のある重複投薬防止が可能**になる。

### 円滑なコミュニケーション

- システム化により**医師と薬剤師の情報共有の手段が増え、より円滑なコミュニケーションが期待できる**。

## 薬局

### 患者の処方・調剤情報を踏まえた 質の高い調剤・服薬指導

- 医療機関・薬局を跨いで、**リアルタイムでの処方/調剤情報含む薬剤の情報を閲覧**。  
(直近から過去3年分まで)
- 調剤結果や処方医への伝達事項を**電子処方箋管理サービス経由で電子的に伝達**。

### 業務効率化

- 電子処方箋管理サービスから処方箋をデータとして受け取ることで、**システムへの入力作業等の作業を削減し、事務の効率化が期待**。
- 処方箋がデータ化されることで、紙の調剤済み処方箋の**ファイリング作業、保管スペースを削減**。

### 円滑なコミュニケーション

- システム化により**医師と薬剤師の情報共有の手段が増え、より円滑なコミュニケーションが期待できる**。さらに、システムの的にチェックされた処方箋を薬局で扱えるようになる。

## 患者

- 複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、実効性のある重複投薬防止等や、より適切な薬学的管理が可能になるため、**患者の更なる健康増進**に貢献。

- 患者自らが薬剤情報をトータルで一元的に確認**することができ、服薬情報の履歴を管理できるとともに、必要に応じて医療機関、薬局等から各種のサービスを受けることが可能。

- 処方箋原本を電子的に受け取ることが可能となり、**オンライン診療・服薬指導の更なる利用促進**に貢献。

# 医療機関・薬局における電子処方箋システムの導入状況

(2024/03/31 時点)

	運用開始施設数①	オンライン資格確認 運用機関数②	①／②
全体	19,424	208,620	9.3%
病院	113	8,007	1.4%
医科診療所	1,746	80,730	2.2%
歯科診療所	71	60,325	0.1%
薬局	17,494	59,558	29.4%

注：以下の厚生労働省ホームページより作成。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_14821.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_14821.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen\\_taioushisetsu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushisetsu.html)

注：運用開始施設数とは、電子処方箋の発行又は電子処方箋に基づく調剤が可能となる日（運用開始日）を医療機関等向け総合ポータルサイトで入力した施設であって、当該運用開始日が経過している施設をいう。



# リフィル処方箋について

- 令和4年度診療報酬改定で導入
- 症状が安定している患者について、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる処方箋の仕組みが設けられた。

処方箋  
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号	保険者番号
公費負担医療の受給者番号	被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (検査)
氏名	保険医療機関の所在地及び名称
生年月日 年 月 日 男・女	電話番号
区分 被保険者 被扶養者	保険医氏名
交付年月日 令和 年 月 日	処方箋の使用期間 令和 年 月 日
変更不可 (変更の上) 患者希望	個々の処方箋について、医療上の必要性があるため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更が差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。
リフィル可 <input type="checkbox"/> ( 回)	
保険医署名	「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。
調剤実施回数 (調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)	
□ 1回目調剤日 ( 年 月 日) □ 2回目調剤日 ( 年 月 日) □ 3回目調剤日 ( 年 月 日)	
次回調剤予定日 ( 年 月 日) 次回調剤予定日 ( 年 月 日)	
調剤済年月日 令和 年 月 日	公費負担者番号
保険薬局の所在地及び名称	公費負担医療の受給者番号

リフィル処方箋の場合、ここにレ点と使用可能な回数が記載されます。

リフィル可  ( 2 回) または

リフィル可  ( 3 回)

調剤日と次回の調剤予定日を薬局が記入します。

調剤実施回数 (調剤回数に応じて、□に「✓」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)

□ 1回目調剤日 ( 年 月 日) □ 2回目調剤日 ( 年 月 日) □ 3回目調剤日 ( 年 月 日)

次回調剤予定日 ( 年 月 日) 次回調剤予定日 ( 年 月 日)

# 処方箋料（リフィル）の算定回数の推移

令和5年11月10日中央社会保険医療協議会総会  
資料総-1-2-1より抜粋（一部加筆）

## 病院・診療所別の処方箋料の算定回数

		令和4年 5月	令和4年 11月	令和5年 3月
病院	リフィル処方箋 (割合)	<b>6267</b> <b>(0.05%)</b>	<b>14436</b> <b>(0.10%)</b>	<b>17060</b> <b>(0.11%)</b>
	全処方箋	13,579,110	14,822,495	15,976,167
診療所	リフィル処方箋 (割合)	<b>14750</b> <b>(0.03%)</b>	<b>16133</b> <b>(0.03%)</b>	<b>18854</b> <b>(0.03%)</b>
	全処方箋	46,171,939	50,746,364	57,243,117
合計	リフィル処方箋 (割合)	<b>21,025</b> <b>(0.04%)</b>	<b>30,569</b> <b>(0.05%)</b>	<b>35,914</b> <b>(0.05%)</b>
	全処方箋	59,798,382	65,538,290	73,183,370

## 病院・診療所別の処方箋料（リフィル）の算定医療機関数

	令和4年 5月	令和4年 11月	令和5年 3月
病院	910	937	981
診療所	2,368	2,463	2,583

参考：令和4年5月分は令和4年度検証調査報告書より  
令和4年11月分は令和5年度検証調査報告書より  
令和5年3月分は令和5年11月時点の最新の実績

出典：NDBデータ(令和4年5月、11月、令和5年3月)